

議会運営委員会会議録

(令和5年3月7日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年3月7日(火)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
局長補佐	藤本吉信		

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1) 会議規則について
- (2) その他

開会	16時28分
閉会	16時40分

○**鷹野副委員長** 失礼します。大変、全協はお疲れでございました。引き続き、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員長、挨拶をお願いいたします。

○**山下委員長** 午前中の勉強会に続き、議会運営委員会ということで、お疲れさまです。スピーディーに進めていきたいので、御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。会議規則について、議会活性化特別委員会の中間報告において、早い段階での実施を求められていることから、まずは一問一答方式の導入における会議規則の改正について協議を進めたいと思います。まず事務局に説明を求めます。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 議会資料の1を御覧になってください。この改正によりまして、一般質問の質問方式に関係なく、回数制限が撤廃されることとなります。一般質問のやり方と詳細については、後日改めて協議するというを前提として、先に会議規則を3月定例会で改正すれば、6月定例の一般質問から運用できます。

実際の運用方法等を、詳細を決めてから会議規則の改正ということであれば、早くても6月定例会での改正となりまして、9月定例会での運用ということになります。委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

以上です。

○**山下委員長** ただいま局長から説明がありました。会議規則を改正するという方向性は、皆さん一致しとるんですが、これいつから、先ほどの説明のように、まず会議規則を今定例会で改正して、後の運用については後日協議して、早ければ6月定例会からということです。

そして、もう一つのやり方は、詳細も決めてから会議規則を改正ということになると、6月定例会の提案で、9月からになります。その二通りなんですが、皆さんの御意見を伺います。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 私はもう今議会において改正した上で、6月までに細部を詰めていったんでいいんじゃないかなと思うんですが。

○**山下委員長** ほかの委員の方の御意見。

金繁委員。

○**金繁委員** 全協でも申しましたとおり、委員会の希望としまして、早い段階での実施をという願いですので、ぜひその点、御考慮いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○**山下委員長** ほかの委員の方の御意見、伺います。

石川委員。

○**石川委員** この会議規則を変更するに当たって、どの部分はどうするかということを議論しないと、前に向いて進まんのじゃないですかね。

○**山下委員長** 今回は、一般質問に限り、一問一答という方向性だと思うんです。一般質問に限りです。

石川委員。

○**石川委員** 一般質問に限りと言いましても、54条とか、60条とか、準用規定の62条とか、どこをどうするかっていうのを、一般質問に限って変更するにしても、どういう形になるか

っていうのが見えないと思うんですが。その辺りは。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 ちょっと私のほうの説明が、すいません、足りませんでした。議会資料1の新旧対照表を見ていただきたいんですけども、これは、一般質問が準用している規定となります。一応、質疑については、この第54条というところで3回の制限がついております。それを一般質問についても準用しますよっていう規定がこの第62条になります。なので、この第54条の準用規定を除くことによって、一般質問において3回の制限がなくなるということになります。

以上です。

○山下委員長 今質問が終わりましたが、理解できましたかね。

(発言する者あり)

○山下委員長 ちょっと理解できん。

はい、石川委員。

○石川委員 例えば、一般質問だけに限定するというにしたらですよ、これ、今のこの案であれば、予算とかほかの質問も、自由に何回でもできるような形になるんじゃないですか。この案ですけど。

○山下委員長 今、説明があったように、質疑は54条で回数の3回というの決めとるんで、この62条は一般質問に関して回数の撤廃をするという説明ですよ。そういうことなんで、ちょっと石川委員、理解していないんじゃないかと。

(発言する者あり)

○山下委員長 分かりましたかね。もう一回、一般の質疑は54条で定めとると。その62条は一般質問に関するその条例なんで、規約なんで。

もう一度、局長、説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 質疑と質問があります。まず、質疑につきましては、その回数の制限について、現行でありますとおり、第54条の中で3回の制限というのがついております。そして、一般質問につきましては、この準用規定によりまして、その質疑の回数について、一般質問にも適用しますよっていうことで、準用規定がこの第62条で定められております。なので、この中で、第54条を準用するという部分について削除するということをすれば、一般質問につきましては3回制限が撤廃されるということになります。

以上です。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 それであれば、60条もしくは54条のただし書にするほうが正しいんじゃないですかね。これは、62条は、質問についてはということなので、一般質問に限ったことじゃないんじゃないかと僕は思っているんですけど。

一般的な質問についてということで、このまま変えれば、私は一般質問以外の回数制限がないという理解です。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 会議規則を見てもらうのが一番早いかなと思うんですけども、質疑と質問につい

ては、定めている部分が違うと思います。まず最初に質疑について定めていて、そこで、第54条で、質疑については3回の制限がついているということです。で、その後、質問についても定めがあるんですけども、その質問について、質疑の3回制限を適用するということを定めているのがこの第62条です。そういった理解でお願いしたいと思います。

(発言する者あり)

○山下委員長 結局、質疑は、自分の意見を入れることができないと。だけど一般質問は自分の意見も入れられるんで、もうそこでちゃんとすみ分けができとるんで、それは私は問題ないと思いますが、いかがですか、皆さん。

○石川委員 私は、それであれば、54条のただし書のほうが分かりやすいんじゃないかなと思うんですけどね。まあ確かにあの……。

○山下委員長 さっき言ったように、54条は質疑なんよね。質疑と一般質問は分けて、やっぱ会議規則はつくるべきだと私は思いますがね。その54条にただし書で、その回数撤廃入れるのはちょっとおかしい、やり方が。

本多事務局長。

○本多事務局長 ちなみに、先般視察に行かせていただいた松前町と内子町につきましても、同じような改正を行っております。

以上です。

○山下委員長 石川委員、よろしいですか。

石川委員。

○石川委員 これ、62条のところに、質問についてはって書いて、第54条括弧にして、質疑の回数、括弧って閉じとるんですよ。だから、ここ混同しとるんじゃないかなと、逆に62条が、というふうに私の理解なんですけど、違っていませんか。

○山下委員長 それは現行ね、現行。この改正案はそこをのけるわけね。

ほかの委員の方はほとんど理解されとるんで、うん。

那須委員。

○那須委員 反対なの、結局、石川委員は。

(発言する者あり)

○那須委員 こういうね、石川委員と同じような考え方の方もおられると思うので、明日、全員協議会でもう一回諮って、これは特別委員会が中間報告を出したものですから、ほかの部分も全員で共有していないですからね。で、明日それを再度諮って、つくっていったらどうですか。

○山下委員長 今日の議会運営委員会は、皆さんの意見を聞くというところで、そして明日の全協で諮って、最終的には9日の議運で決めたいと思うんです。だからあんまりこう、どうやこうや言うてもめる必要はないんで、意見がこういう意見があったということで、再度、明日の全協で諮って、3月9日の議運で再度協議したいと思うんですが、それでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 皆さんの意見はもう分かりましたので。

ほかに局長、何か、この件に関して。ありません。

○本多事務局長 はい。

○山下委員長 その他何かありませんかね。

ないようですので、今日は長いことお疲れさんでした。

委員長